

田野畑村 プレミアム付き商品券 取り扱い事業者を募集します

販売開始：令和6年3月25日（月）

使用期間：令和6年3月25日（月）

～令和6年8月31日（土）

村では、エネルギー価格や物価高騰による村民の負担軽減や資金の村内循環を促進して村内経済を下支えするため、再びプレミアム付き商品券事業を実施することになりました。

商品券の印刷や販売、換金などの業務は商工会で行います。

商品券の取り扱いを行う事業者を募集します。後日、参加するかどうか伺いますので、ご検討をお願いします。

プレミアム付き商品券の概要

☆額面 1枚 **600円**

☆10枚セット **6,000円分を4,000円で販売**

☆販売セット数：6,000セット

☆販売場所：田野畑村商工会

☆購入上限：1人10セットまで

☆購入できる人：村内在住者

☆夕方・休日の販売

※4月中のみ毎週水曜は午後7時まで

※4月6日（土）と7日（日）は

午前9時から午後4時まで

販売する予定です

☆使用できない商品等

- ・出資や債務の支払い
- ・商品券・ビール券・酒券・図書券
- ・切手・官製はがき・印紙
- ・仕入代金等事業資金

プレミアム付き商品券取り扱い上の注意点

☆期限後は無効です。受け取らないでください

☆釣銭は出さないでください

☆両替には応じないでください

☆換金方法

*毎月15日と月末に、お客さんから受け取った商品券を商工会に持ってきてもらいます（どうしても来所出来ない場合は、回収に伺いますのでご連絡ください）

*15日回収分は20日に、月末回収分は翌月5日に指定口座に払込みます

※ 回収日や払込み日が土日祝日の場合は、翌平日に繰下げとなります

能登半島地震で被災された皆さんにお見舞い申し上げます

商工会連合会でも義援金をお預かりします。

全国連を通して被災地の県連にお届けします。

送金先の県連（新潟、富山、石川、福井）を指定できます。（単会の指定はできません）

第1次締め切り：2月15日（木）

（以降も随時お受けします。）

義援金をお寄せくださる方は、商工会まで持参してください。

来所出来ない方はお電話をいただければ、職員が後日お伺いします。

この義援金とは別に、「商工会災害助け合い基金」からも見舞金を送ることになっています。

この基金は、会員事業者が震災や風水害など大規模災害で被災したときに見舞金を支払うために、皆さんの商工会費の一部を拠出して全国連で管理しているものです。

岩手県物価高騰対策 賃上げ支援金

1 時間あたり 50 円以上の賃上げ
を行った中小企業等を対象に、
従業員 1 人あたり 5 万円
[最大 20 人分] を支給します。

☆給付金の支給額

従業員 1 人あたり 5 万円、最大 20 人分
(1 事業所あたり最大 100 万円)

☆支給対象者

県内に事業所を有する中小企業等

※公益法人、協同組合、個人事業主等（従業員を 1 人以上雇用しているものに限る）を含む。

☆給付要件

①賃上げの対象時期

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで（賃金の支給が令和 6 年 10 月以降となったものを含む）

②賃上げ対象従業員

県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者。

ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間 20 時間以上であること。

③賃上げ額

（ア）対象時期において、従業員の賃金を前年同月額と比較して 1 時間あたり 50 円以上引き上げていること。

（イ）最低 1 カ月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること。

④その他

引き上げ後の賃金水準を 1 年間継続すること

☆申請受付開始日

令和 6 年 2 月 5 日（月）

☆給付上限・申請期限

岩手県全体で 40,000 人を上限とし、上限に達し次第終了となります。

上限に達しない場合でも、令和 6 年 11 月 15 日（金）で受付終了となります。

☆申請に必要な書類

- ①物価高騰対策賃上げ支援金申請書兼請求書
- ②支給対象従業員一覧
- ③支給対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- ④賃金台帳の写し（賃金改定月及び前年同月分）
- ⑤別途指定する金融機関の振込依頼書（支払先の情報を記載したもの。）及び支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の写し等）
- ⑥その他知事が必要と認める書類

☆支給対象事業者（次のすべてに該当する者）

- *県内に本社又は主たる事業所がある、若しくは支店・営業所等の事業所が県内にあること
- *県内の事業所に常時使用する従業員を 1 人以上雇用していること
- *岩手県税に未納がないこと
- *過去に国・県・市町村等の助成事業において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと
- *過去 5 年間に重大な法律違反等がないこと
- *他にも条件があります。詳しくは特設ホームページをご確認ください。

<https://iwate-bukkakoutoutaisaku.pref.iwate.jp>

☆申請方法

◎ホームページから申請

- ①申請特設ホームページにアクセス
- ②申請フォームに必要事項を入力
- ③提出書類を添付
- ④入力終了・申請
- ⑤申請完了

※受理から給付までおよそ 4 週を予定

◎郵送で申請

- ①所定の申請用紙に必要事項を記入
- ②提出書類を同封の上郵送

〒020-8777

盛岡市菜園 1 丁目 3-6

農林会館 302 号室

【物価高騰対策賃上げ支援事業事務局】宛

※受理から給付までおよそ 5 週を予定

☆お問い合わせ先

物価高騰対策賃上げ支援事業事務局

電話番号 019-601-5981

受付時間 9:00~17:00（平日のみ）

E-mail info@iwate-bukkakoutoutaisaku.jp